

野焼き支援ボランティアの会会則

第1条（名称）本会は公益財団法人阿蘇グリーンストック野焼き支援ボランティアの会（略称「野焼き支援ボランティアの会」）と称する。

第2条（目的）本会は公益財団法人阿蘇グリーンストック（以下「財団」という）が、阿蘇の広大な草原を護り、後世に継承していく活動の一環として、阿蘇郡市等の牧野組合等と連携し、都市生活者・企業・団体などに参加を呼びかけ、草原の輪地切り及び野焼きなどの作業を支援することを目的とする。

第3条（会員）本会は次の者を会員とする。

- （1）財団主催の野焼き支援ボランティア研修を修了した者で、本会に入会申し込みをした者。
- （2）本会に入会を申し込み、本会が特に認めた者。

第4条（会費）本会の会員は、以下の会費を納めるものとする。

- （1）年会費 3,000円(家族会費 1,500円)とし、年度初めに納入する。
- （2）会費は会員への機関紙発行・通信費などの事務経費及び保険費用に充てる。

第5条（活動）本会は目的達成に向けて次の活動を行う。

- （1）野焼き支援ボランティアの各種研修会
- （2）野焼き支援ボランティアの体験企画
- （3）阿蘇郡市等の牧野の野焼き及び輪地切り支援活動
- （4）会員及び地元農家との交流を促進する活動
- （5）その他草原の保全や森林の保全に寄与する活動

第6条（リーダー）本会は次のリーダーを置く。

- （1）会員数の1割程度をリーダーとする。
- （2）リーダーは一般ボランティアの中からリーダーによる推薦を受け、必要な研修を修了した者とする。
- （3）リーダーは別に定める諸業務を行う。

第7条（リーダー全体会）本会は、会の運営を行うためにボランティアリーダー全体会を設ける。

- （1）リーダー全体会はボランティアリーダーで構成する。

- (2) リーダー全体会は代表及び財団が必要に応じて招集する。
- (3) リーダー全体会は本会の活動について協議し推進する。

第8条（役員） 本会は、次の役員を置き運営する。

- (1) 代表1名、副代表2名、運営委員若干名
- (2) 役員は、リーダー全体会において選出し決定する。
- (3) 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第9条（役員の職務） 役員は次の職務を行う。

- 代表 : 会全般を統括し、財団と協同し会の発展に努める。
- 副代表 : 代表を補佐し会の円滑な運営に努める。
- 運営委員 : リーダー全体会及び各種研修、安全講習会等の企画・立案等を行うと共に、会の円滑な運営に努める。

第10条（運営委員会） 運営委員会は、代表が必要に応じて召集する。

運営委員会で検討された事項については、「リーダー全体会」に報告し、承認された場合、特に財政上の問題がなければ直ちに実施することができる。

第11条（総会） 本会は、必要に応じて会員総会を開催する。

第12条（事務局） 本会の事務局は財団事務所内に置く。

第13条（改廃） 本会の会則の改廃は、リーダー全体会で協議の上、財団常務理事会の承認を得て行う。

附 則 この会則は、平成23年 4月 1日から施行する。
改訂 平成25年10月 1日